

貴自治体名 津島市懇談日時 10月21日(水) 午前・午後 1時～2時懇談会場 津島市役所 入札室 ※会場が確定している場合はご記入ください。

## 2015年自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

### [1] 1. 介護保険及び高齢者福祉施策 担当課(高齢介護課)電話( )FAX( )

① 保険料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。

( )ない ( )ある → 実施年月(2001年10月) 2014年度実績(0)件(0)円

② 利用料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。

( )ない ( )ある → 実施年月( 年 月) 2014年度実績( )件( )円

③ 特別養護老人ホームの待機者は、何人ですか。 (725)人(2015年3月現在)

④ 介護給付費準備基金について

2013年度末の残高(1,109)千円

2014年度末の残高(71,112)千円 ※決算前の場合は見込み額を記入

⑤ 地域包括支援センター設置数(3)箇所 直営(0)箇所、委託(3)箇所

職員配置人数(13)人 正職員(9)人、非正規職員(4)人

⑥ 住宅改修の受領委任払い制度を実施していますか。

( )実施している → 実施年月日(2003年9月1日) 2014年度実績(162)件

( )検討中である ( )実施の予定がない

⑦ 福祉用具の受領委任払い制度を実施していますか。

( )実施している → 実施年月日(2004年4月1日) 2014年度実績(203)件

( )検討中である ( )実施の予定がない

⑧ 高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施していますか。

( )実施している → 実施年月日( 年 月 日) 2014年度実績( )件

( )検討中である ( )実施の予定がない

⑨ 配食サービスについて、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

配食方式	実施の有無	( )実施している ( )していない ( )検討中である
	実施回数(週〇回昼・夕などと記入)	週6回 昼のみ
	1日平均利用者数(2014年度)	総延べ食事数(21,820)食 ÷ 年間配食日数(292)日 = 1日当たり平均(75)食
	1食あたりの助成額	200円または300円
	1食あたりの利用者負担額	300円または400円
会食方式	実施の有無	( )実施している ( )していない ( )検討中である
	実施回数(週〇回昼・夕などと記入)	
	月平均利用者数(2014年度)	
	1食あたりの助成額	
	1食あたりの利用者負担額	

⑩ 独居・高齢者世帯へのゴミ出し援助について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

実施の有無	( )実施している ( )していない ( )検討中である
対象事業の名称	ふれあい収集
対象者の要件	・ひとり暮らし老人登録者で要介護認定を受けている世帯 ・身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方だけの世帯
1カ月平均利用者実数(2014年度)	119人

⑪ 住宅改修の独自の助成制度について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

助成制度の有無	( )助成制度がある ( )助成制度はない ( )検討中である
制度内容	( )介護保険に上乗せして実施している
	上乗せの助成額
	利用者実数(2014年度)
	( )介護保険利用者以外の助成制度がある
	対象者と、その要件
	助成額
	利用者実数(2014年度)

⑫ひとり暮らし、高齢ふたり世帯などへの安否確認、見守り、買い物などの生活支援の施策を実施していますか。ある場合は、支援内容をご記入ください。

ひとり暮らし登録、配食サービス事業、救急キットの配布事業、緊急通報システム事業など高齢者見守り関連サービスを実施している。

⑬高齢者や障がい者への、外出支援のための施策について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

地域巡回バス	実施の有無	(○)実施している ( )していない ( )検討中である
	地域巡回バスの名称	ふれあいバス
	利用料	高齢者( 島以上)( )円、障がい者( )円 一般( 100 )円、子ども( 島~ 島)( )円
	その他特記事項	小学生以下の児童は利用料が無料
	2014年度の運行実績	年間利用者数 53,534 人
タクシー代助成	実施の有無	(○)実施している ( )していない ( )検討中である
		各対象者の要件及び助成内容
	高齢者	非該当
	障がい者	・身体障がい者手帳1~3級の方、療育手帳A・B判定の方、精神障がい者手帳1・2級の方、戦傷病者手帳特別項症から第5項症までの方 ・利用1回につき500円以内を助成(年間24枚)
	要介護認定者	非該当
	2014年度の助成実績	申請者数707人、延利用枚数7,148枚、総支出額3,559,330円

⑭宅老所・街角サロンなどの高齢者のたまり場事業に助成金を出していますか。(社会福祉協議会の助成は含めないでください)

実施の有無	(○)実施している ( )していない ( )検討中である
実施事業の名称	高齢者ふれあいサロン
助成対象	老人クラブ、サロンボランティア、地域包括支援センター
助成金について	金額( 2,174,400 )円 → (○)年額 ( )月額 ( )1回のみ
助成箇所数	3か所

⑮介護認定者の障がい者控除の認定について

1)認定書の発行枚数(2014年度実績)は( 709 )枚

2)認定書は(○)毎年発行している

( )1回発行すれば翌年以降も使える

3)介護認定者に障がい者控除の申請書または認定書を自動的に送付していますか。

(○)申請書を送付している → 2014年度( 1,964 )件

( )認定書を送付している → 2014年度( )件

( )自動的には送付していない。

4)認定書の発行の条件

( )介護認定者のうち、要支援2以上は基本的に発行している

( )介護認定者のうち、要介護1以上は基本的に発行している

( )医師の証明書(意見書)の提出の上、判断している

( )介護認定時の認定調査票または主治医の意見書で判断している

(○)次のような方法で判断している(「要介護1以上」かつ「認定資料の障がい高齢者の日常生活自立度J1以上」の方、または、「要介護1以上」かつ「認定資料の認知症高齢者の日常生活自立度I以上」の方)

⑯介護保険サービス利用人数について( 2,234 )人(2015年2月現在)

⑰介護保険支給限度基準額超過者の人数について( 27 )人(2015年2月現在)

⑱施設入所前健康診断費用の助成について( )助成している (○)助成していない

⑲紙おむつ、衛生用品の費用助成について( )助成している (○)助成していない

⑳介護保険における通院時の院内介助について( )認めている (○)認めていない

②入院時の介護保険のヘルパー派遣について ( )認めている ( ○ )認めていない

## 2. 生活保護 担当課( 福祉課 )電話( )FAX( )

①生活保護の申請件数とその保護件数について

2014年度相談件数 ( 171 )件、申請件数 ( 93 )件、そのうち保護開始件数 ( 76 )件

②2015年4月1日時点の受給世帯数と人数 ( 305 )世帯 ( 417 )人

※以下は市のみお答えください

③生活保護担当職員(ケースワーカー)及び1職員(ケースワーカー)当たりの担当受給者について

	生活保護担当職員について			1職員当たりの担当受給者数	
	正規職員数	生保担当の平均在任年数	非正規職員数	世帯数	人数
2014年4月1日現在	4人	1年 5カ月	0人	76世帯	100人
2015年4月1日現在	5人	1年 3カ月	0人	61世帯	84人

④生活保護窓口等への警察官OBの配置について

警察官OBの配置はありますか ( )ある ( ○ )ない

「ある」場合 配置している人数 ( )人 ※今年度の人数をご記入ください

配置を開始した年月 ( )年( )月

その職員が担当している業務( )

「ない」場合 今後の計画は( )ない ( )ある ( ○ )検討中

計画が「ある」場合の配置予定時期と人数( 年 月 )( )人

⑤生活困窮者自立支援のための事業について

1)実施しているものに○印をつけ、運営形態と委託の場合は委託先を記入してください。

( ○ )自立相談支援事業 ( )直営 ( ○ )委託 → 委託先(津島市社会福祉協議会)

( ○ )住宅確保給付金の支給 ( )直営 ( ○ )委託 → 委託先(津島市社会福祉協議会)

( ○ )就労準備支援事業 ( )直営 ( ○ )委託 → 委託先(津島市社会福祉協議会)

( )一時生活支援事業 ( )直営 ( )委託 → 委託先( )

( )家計相談支援事業 ( )直営 ( )委託 → 委託先( )

( )学習支援事業 ( )直営 ( )委託 → 委託先( )

( )その他(記述: )

2)就労訓練事業(中間的就労)の実施箇所数 ( 0 )カ所

3)基準改定に伴う住宅扶助の引き下げについて、現行基準が適用できる例外措置を利用者に周知しましたか。

( ○ )実施した ( )していない

実施した場合の周知方法( 被保護者へ直接説明を行い周知 )

## 3. 税の滞納について 担当課( 収納課 )電話( )FAX( )

①滞納整理マニュアルはありますか ( )ある ( ○ )ない

②滞納者の件数( 4,730 )件(2015年6月現在)

③滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について(2014年度)

1)徴収の猶予について 申請件数( 0 )件 許可件数( 0 )件

2)換価の猶予の適用件数( 0 )件

3)滞納処分の停止の適用件数( 819 )件

④地方税滞納整理機構に引き継いだ件数(2014年度内に引き継いだ件数)( 87 )件

⑤地方税滞納整理機構に引き継ぎをする基準

・督促等市からの催告に応じない人	・納税の相談をしても約束を守らない人
・年間の分納額総額が本来の年税額より少額の場合等、短期間での滞納の解消が見込めない人	
・滞納額が高額である人	

⑥少額でも滞りなく分納している納税者も地方税滞納整理機構に引き継ぐか

( ○ )引き継ぐ ( )引き継がない

## 4. 国民健康保険

担当課( 保険年金課 )電話( )FAX( )

①国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について

区分	定 義	2013年度	2014年度	2015年度
保 險 料  稅	所得割 旧但し書き額	× ( 7.8 )%	× ( 7.8 )%	× ( 7.8 )%
	資産割 固定資産税額	× ( 32 )%	× ( 32 )%	× ( 22 )%
	均等割 加入者1人につき	29,000 円	29,000 円	29,000 円
	平等割 1世帯につき	28,000 円	28,000 円	28,000 円
1人当たり調定額(平均保険料)		88,660 円	89,106 円	85,995 円
一般会計からの1人当たり法定外繰入額		1,286 円	1,258 円	3,686 円

※2015年度の「一般会計からの1人当たり法定外繰入額」は、予算額をご記入ください。

②モデルケースの保険料について

下記のモデルケースでの国民健康保険料(2015年度・年額)をお書きください。なお、世帯員で後期高齢者医療制度に移行されたケースでの軽減措置はないものとして計算してください。なお市民税方式の場合は人的控除は扶養控除と配偶者控除のみとし、①②とも妻の所得は0円とします。さらに資産割が有る場合は固定資産税5万円で計算してください。政令軽減がかかった後の金額でおねがいします。

世帯所得		100万円	200万円	300万円
①現役40歳代夫婦と未成年の子ども2人の4人世帯	医療分	102,000 円	194,000 円	275,000 円
	介護分	22,000 円	41,500 円	58,500 円
	後期高齢者支援分	33,200 円	62,400 円	88,200 円
②65歳以上74歳以下で年金生活高齢者夫婦のみ2人世帯	医療分	80,000 円	172,000 円	231,000 円
	後期高齢者支援分	26,200 円	55,200 円	74,200 円
③65歳以上74歳以下で年金生活者・独居世帯	医療分	91,000 円	150,000 円	209,000 円
	後期高齢者支援分	29,200 円	48,200 円	67,200 円

③保険料(税)の市町村独自の軽減・減免制度

1) 市町村独自の低所得者減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

以下のすべての条件を満たす場合に申請により減免が適用される。

- ・世帯主及び国保加入者の前年中の所得申告がされていること。
- ・世帯主及び国保加入者の前年中の総所得金額等の合計が 33 万円以下であること。
- ・当該年の 4 月 1 日現在に国保加入世帯であること。

2) 保険料(税)の収入減を理由にした減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

以下のすべての条件を満たす場合に、申請により減免が適用される。

- ・世帯主及び国保加入者の前年中の所得申告がされていること。
- ・世帯主及び国保加入者の本年中の総所得金額等の合計が、前年に比べ3分の2以下に減少する見込みであること。
- ・世帯主及び国保加入者の前年中の総所得金額等の合計が 500 万円以下であること。

④資格証明書 ※2015年8月1日現在でご記入ください。

1) 資格証明書は交付していますか。 (○) 交付していない ( ) 交付している → ( ) 世帯

2) 資格証明書を交付している場合、交付に当たっては、面接を実施していますか。

( ) 必ず面談している ( ) 面談がなくても交付する場合がある ( ) その他

3) 資格証明書交付世帯のうち、高校生世代以下の子どものいる世帯数・子ど�数

世帯数( )世帯 内、乳幼児( )人、小学生( )人、中学生( )人、高校生世代( )人

上記のうち、6ヶ月以上の短期保険証を交付していない資格証明書未解消世帯数・子ど�数

世帯数( )世帯 内、乳幼児( )人、小学生( )人、中学生( )人、高校生世代( )人

4) 資格証明書の交付除外で配慮している点がありますか。

(○) 国の基準どおり実施している

( ) 独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している

( ) 高校生世代以下の子どものいる世帯

( ) 障がい者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯

( ) 病弱者のいる世帯

( ) 次の場合は、交付対象から除外している

5) 資格証明書発行世帯で緊急時の短期保険証への切り替えについての基準をご記入ください。

納付があればその場で短期被保険者証を発行。

緊急搬送等、やむを得ない場合は納付が無くても発行。

⑤短期保険証 ※2015年8月1日現在でご記入ください。

1) 有効期間別(交付時から有効期限が切れるまで)の交付数

※資格証明書交付世帯の高校生世代以下の短期保険証は除く

・1カ月以内( 65 )人 ・2カ月( 125 )人 ・3カ月( 145 )人 ・4カ月( 86 )人  
・5カ月( 18 )人 ・6カ月( 725 )人 ・1年( 3 )人 ・その他( )

2) 短期保険証発行の基準をご記入ください。

津島市国民健康保険被保険者証の返還及び被保険者資格証明書・短期被保険者証の交付並びに保険給付の支払の差し止め等に関する取扱要綱の規定に基づき、その世帯の状況を考慮して対応している。

3) 短期保険証について、有効期限以外に特別な表示をしていますか。

( ○ ) 通常の保険証と同じ

( ) 通常の保険証と区分している →表記している文字・マークなど( )

⑥保険料(税)滞納者への差押えについて(2014年度)

1) 差し押さえの基準(差押予告書に対し、何ら納付、相談が無い者。 )

2) 分納者への対応(基本的には分納誓約が誠実に履行されなければ行わないが、分納額が少額の場合は差し押えを行う場合がある。 )

3) 予告通知書の発行( 389 )件

4) 差押え件数 不動産( 35 )件 預貯金( 42 )件 生命保険( 0 )件(内学資保険( 0 )件)  
その他( 13 )件( )

5) 競売などによる現金化 ( 32 )件 ( 2,769,901 )円

⑦国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数をご記入ください。

※2015年8月1日現在でご記入ください。

1) 交付した保険証・短期保険証の留め置き人数 ( 3 )人

2) 保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付人数 ( 170 )人

3) その他

⑧国民健康保険法第44条の一部負担減免制度について

1) 一部負担減免制度を実施していますか。

( ○ ) 実施している ( ) 検討中である ( ) 実施の予定がない

2) ある場合、生活保護基準を目安にした減免基準を設けていますか。

( ○ ) 設けている ( ) 検討中である ( ) 設けていない

3) 2014年度の減免件数 ( 0 )件 減免金額 ( 0 )円

⑨高額療養費について

( ) 自動払いしている ( ○ ) 申請書を送付している ( ) 通知ハガキのみ送付している

⑩国保運営協議会について

1) 運営協議会の公開 ( ○ ) 公開していない ( ) 公開している

2) 運営協議会委員の公募枠 ( ○ ) ない ( ) ある → ( ) 人

## 5. 高齢者医療など 担当課( 保険年金課 ) 電話( ) FAX( )

①後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度について、愛知県が補助基準から外した「ひとり暮らしの非課税者」を引き続き対象にしていますか。

( ) 対象にしている ( ) 縮小して対象にしている ( ○ ) 県基準どおりにした

②上記①以外に愛知県の補助基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。

自立支援医療の対象者における精神通院医療費の自己負担額の助成を行っている。

③2015年8月1日現在の対象者

後期高齢者医療被保険者 ( 8,043 ) 人

後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度対象者 ( 1,171 ) 人

内 ひとり暮らし非課税者 ( 0 ) 人

その他の県基準を上回る市町村独自対象者 ( 96 ) 人

④後期高齢者医療について

保険料滞納者数 ( 135 ) 人 短期保険証発行人数 ( 0 ) 人

差し押さえ ( 2014 年度) 件数 ( 0 ) 件、金額 ( 0 ) 円

6. 子育て支援策 担当課(保険年金課、学校教育課、児童課)電話( )FAX( )

※2015年9月1日現在をご記入ください。

①子どもの医療費助成制度を、愛知県の基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。(対象年齢、対象者、入院・入院外の区分、現物給付・償還払の区分、所得制限など)

小学校4年生から18歳到達の年度末までの子どもで、主たる生計を維持する保護者の市民税所得割額が5万円以下の家庭を対象に入通院の自己負担分を現物給付として受給者証を交付している。

※2014年8月1日から小学校1年生から3年生までの所得要件を廃止した。

②就学援助

1)保護者への広報はどのようにしていますか。

( ) 入学説明会 ( ○ ) 入学式 ( ) 始業式 ( ○ ) ホームページ ( ○ ) 市広報  
( ) その他 ( )

2)就学援助の認定対象基準をご記入ください。

生活保護基準額の ( 1.0 ) 倍

そのほか

生活保護停止、廃止。個人事業税、国民年金保険料、市民税、固定資産税、国民健康保険税の免除・減額等。児童扶養手当支給。その他。

3)生活保護基準引き下げに対して、どのような対応をされましたか。

( ) 就学援助認定基準を引き上げた → 【2014年度 倍 → 2015年度 倍】

( ) 何もしていない

( ○ ) その他(下欄にご記入ください)

平成25年8月以前の生活保護基準を継続して利用。

4)就学援助の対象となる認定基準額または所得基準額(年額)をご記入ください。

・2人家族(母30歳代、子ども小学生の場合) … ( 1,870,000 ) 円

・4人家族(父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合) … ( 2,560,000 ) 円

5)申請書の受付先 (○) 市町村窓口 ( ) 学校 ( ) 市町村窓口と学校のどちらも可

6)民生委員の証明は必要ですか ( ) 必要である ( ○ ) 必要ない

7)就学援助受給者数・予算額をご記入ください。

	2014年度	2015年度
受給者数	714 人	687 人
受給割合	12.72%	12.62%
支給額	44,481,280 円	44,881,960 円

※受給割合は、小数点第1位までご記入ください。

※2015年度の支給額は見込み額をご記入ください。

8)就学援助家庭の給食費の支払い方法 ( ) 現物支給 ( ○ ) 償還払い ( ) その他

9)就学援助の項目について

( ○ ) 学用品費 ( ) 体育実技用具費 ( ) 入学準備金 ( ○ ) 通学用品費 ( ) 通学費

( ○ ) 修学旅行費 ( ) クラブ活動費 ( ) 生徒会費 ( ) PTA会費 ( ○ ) 給食費

( ) 校外活動費(宿泊を伴わないもの) ( ) 校外活動費(宿泊を伴うもの) ( ) 医療費

( ) 日本スポーツ振興センター掛け金 ( ) めがね・コンタクトレンズ ( ) 卒業記念品

( ) その他 ( )

③学校給食について(2015年度)

1)給食費未納の児童・生徒も含め、全員が学校給食を食べられていますか。

( ○ )食べられている ( )未納者には給食支給を停止している ( )その他

給食費未納の児童・生徒への学校、自治体の対応(例:就学援助をすすめるなど)

就学援助、児童手当からの自動引き落とし

2)給食費への自治体独自の補助などの施策(例:半額補助、第2子以降無料など)

3)給食の実施状況

	全校数	自校方式実施数		センター方式実施数		1食当たりの 給食費
		直営	委託	直営	委託	
小学校	8校	校	3校	校	5校	240円
中学校	4校	校	校	校	4校	270円

④児童虐待の現状と対応並びに早期発見、未然防止対策について(2014年度)

1)件数( 8 )件 対応職員( 5 )人、うち専門職( 5 )人

2)専門職の職種について ( )児童福祉司 ( )社会福祉士 ( )臨床心理士 ( )保健師  
(2)保育士 (1)教員 (2)その他( 看護師、幼稚園教諭 )

3)現状に対する課題

児童虐待防止法第6条において児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに福祉事務所・児童相談所に通告しなければならないとされているが、学校・幼稚園・保育園等は保護者との信頼関係を第一に考えると、情報提供にとどまり、なかなか通告とはならない場合が多い。情報提供では直接家庭訪問をする糸口がなく、抑止力となり得ない。

4)未然防止、早期発見・対応、啓発活動等に関する実施施策について

- ・家庭児童相談室の案内チラシを小中学校、幼稚園、保育園、市役所窓口に配布した。
- ・虐待予防のためのリーフレットを小中学校、幼稚園、保育園、公共施設窓口に配布した。
- ・津島市の広報に虐待予防の標語を記載した。
- ・毎月1回のネットワーク会議を実施した。
- ・毎月1回、幼稚園、保育園からの要支援家庭の情報提供を受けた。また、新たに虐待が懸念される家庭の情報提供を受けた。
- ・他市町村や病院からの情報提供を受けて家庭訪問を実施した。
- ・保健センター保健師からの情報提供を受けて面接及び家庭訪問を実施した。
- ・乳児家庭全戸訪問事業のうち、養育支援家庭と判断された家庭の家庭訪問を行った。
- ・毎月1回、健康推進課保健師や、児童課の保健師及び看護師と家庭児童相談室職員が乳児家庭全戸訪問事業で訪問した家庭について話し合い、その後の継続支援を行った。

⑤児童のいじめに対する対応策はどのようにとっていますか。

- ・家庭児童相談室に元教員を配置し、学校、市教委等関係機関との連携を取りながら、面接・電話・訪問相談をしている。

⑥保育について

1)育休取得の場合、上の子の保育利用について

( )取り消し(育休退園) ( )そのまま通園

( ○ )その他[継続希望調書が出されれば継続通園を許可する。 ]

2)短時間認定、標準時間認定に関わって中途変更や現場の混乱はありますか。

( ○ )ある ( )ない

7. 障害者施策 担当課( 福祉課 )電話( )FAX( )

①訪問系各サービスの支給状況について(7月時点)

最多支給時間は7月の1ヶ月。平均時間は1ヶ月あたりでご記入ください。

	支給者数(人)	昨年同月比(%)	最多支給時間数(時間)	平均支給時間数(時間)
居宅介護	65	103	140	22.9
重度訪問介護	0	0	0	0
行動援護	0	0	0	0
同行援護	9	90	40	23.6

②地域生活支援事業の移動支援

支給者数(103)人 最多支給時間数(64)時間 平均支給時間数(23.6)時間

③訪問系サービスの支給基準 (○)あり ( )なし

④計画相談支援の7月利用実績 (84)人

2014年度中に完全実施 ( )した (○)できていない

計画相談支援実施上の問題点があればご記入ください

相談支援専門員の質・量ともに整備段階であり、一律完全実施は容易ではない。

⑤介護保険サービスと障害福祉サービスの併給について

1)併給をしている人の人数(11)人(平成27年7月31日現在)

対昨年同月比(110)%

2)併給している障害福祉サービスの居宅介護について

平均何時間支給していますか(51.3)時間

⑥65歳以上の障害者で障害福祉サービスのみの利用者について

介護給付支給決定者数(22)人(平成27年7月31日現在)

訓練等給付支給決定者数(3)人(平成27年7月31日現在)

⑦通院時の院内介助について ( )認めている (○)認めていない

⑧入院時のヘルパー派遣について ( )認めている (○)認めていない

9. 健診事業 担当課( 健康推進課 )電話( )FAX( )

※2015年度の実施状況をご記入ください。

①実施方式・各方式での自己負担金と毎年受診の可否

健診(検診)の種類	実施方式	個別方式		集団方式		前年度受診率
		自己負担	毎年受診	自己負担	毎年受診	
特定健診	個別・集団	1,000 円	可	1,000 円	可	37.7%
がん検診	胃がん	2,800 円	可	1,000 円	可	17.1%
	大腸がん	700 円	可	400 円	可	29.6%
	肺がん	1,100 円	可	500 円	可	30.4%
	子宮がん	1,100 円	不可	—	—	9.6%
	乳がん	—	—	—	—	—
	超音波	—	—	—	—	—
	マンモグラフィー	1,900 円	不可	—	—	10.4%
前立腺がん		個別	1,000 円	不可	—	16.4%
歯周疾患		個別	1,000 円	不可	—	—

②乳がん検診(マンモグラフィー)時の視触診について

( )実施している (○)実施していない

③40歳未満の住民を対象にした特定健診に準じた一般健康診査について

( )実施している → 健診内容 ( )特定健診と同じ ( )特定健診とは異なる

(○)実施していない

④歯周疾患検診の対象年齢・回数

( )節目年齢に限定せず毎年受けられる ( )40・50・60・70歳の年に受けられる

(○)その他(対象年齢:40歳以上 70歳以下 回数:3年に1回)

**【2】国または愛知県に対して既に意見書・要望書を提出している項目と提出年月日を教えてください。**

※2014年9月以降の提出分をご記入ください。

意見書・要望書の種類		提出年月日
国	①消費税率引き上げ・増税反対に関する意見書・要望書	年 月 日
	②「最低保障年金制度」の創設を求める意見書・要望書	年 月 日
	③介護保険の改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	④子どもの医療費無料制度の創設などを求める意見書・要望書	年 月 日
	⑤医療制度改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	⑥介護・福祉労働者の処遇改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	⑦生活保護引き下げに反対する意見書・要望書	年 月 日
県	①福祉医療制度存続・拡充に関する意見書・要望書	年 月 日
	②福祉給付金のひとり暮らし非課税者に関する意見書・要望書	年 月 日

**【3】次の資料(各1部)の添付をお願いします。**

- ① 介護保険に関する条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)
- ② 介護保険の補足給付申請時に利用者が提出する、申請書の様式及び同意書や資産内訳書等の関連文書
- ③ アンケート【1】1の⑭の「たまり場助成」の条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)
- ④ アンケート【1】1の⑮の「障がい者控除の申請」に関する広報の写し・案内文書
- ⑤ アンケート【1】3の①の「滞納整理マニュアル」
- ⑥ 就学援助に関する父母向けの案内文書(昨年と同じ場合は結構です)
- ⑦ 国保保険料(税)減免事由別の適用件数・金額一覧(2014年度)
- ⑧ 国保一部負担金の減免に関する条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)
- ⑨アンケート【2】に関する国または県に提出した意見書・要望書の写し(2014年9月以降の提出分)

☆ご協力ありがとうございました